

日本帝國修身鑑
尋常小學校
生徒用
三

K 120.1

50

3

不認定等

120.1
50
3

北村禮藏編輯

日本帝國修身鑑

明治廿六年
第七月刊行

北村氏藏版

日本帝國修身鑑卷之三 生徒用

北村禮藏編

第一章

第一課

勅語ニ曰ク。朕チン惟オモフニ。我が皇祖クワクワソノ皇宗クワクワソノ國クニ
ヲ肇ハジムルコト宏遠クワクワエンニ。德トクヲ樹タツルコ
ト深厚シンカウナリ。

天照皇大神アマテラス天アマが下シタを志シろしめし皇孫ミマロ

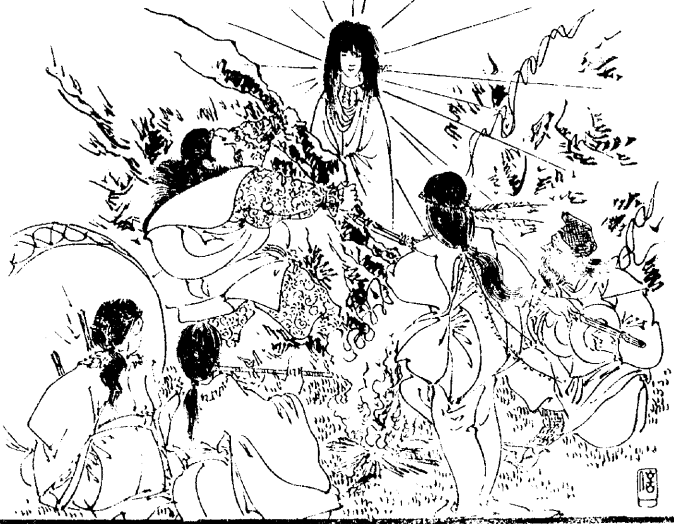
瓊々杵の尊に詔り給ひて此豊葦原の瑞穂の國は吾皇孫の治むべき國にして寶祚のさかへんこと天壤ときはまりなかるべし。

第二課

皇祖天照皇太神より神武天皇に至るまで年をふること大凡一百七十九萬二千四百七十餘 神武天皇即

位の歳より今上天皇明治二十三年に至るまで二千二百五十年とす此の如く宏遠なれども

天照皇太神の窟戸に隠れ給ふ



天津日嗣は。今に至るまで。替る事なきは。皇祖皇宗の御徳の深厚なるに。よるものなり。

第三課

我日本國は。萬國にすぐれ。無比の國がらなり。斯の如き。よき國に。うまれながら。君の恩徳を忘れ。皇祖の詔に背く者は。君に對しては。不忠の臣と

なり。親に對しては。不孝の子となるべければ。幼年の時より。よくく忘れぬよふ。心がくべし。

古歌にも。

大海の汐干て山になるまでも

君はかはらぬきみにまゝませ


第二章

第四課

勅語ニ曰ク我ガ臣民克ク忠ニ克ク孝
 ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥美ヲ濟
 ルハ此レ我ガ國體ノ精華ニシテ教
 育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
 凡ソ父母君主之恩ふたつながら至て
 重ク此恩を忘れずむくは人に非と
 思ふべし報いずんばあらずからず
 是をむくひんと思はば道を學びて

之を行ふに
 あり他の道
 あるべから
 ず
 恩をうけて
 忘るゝもの
 は忠孝とも
 になき人な
 す

楠正行
 四條
 行四
 條
 正
 行
 四
 條
 正



七 北 村 瀧 樹

日本書紀卷之三
 六 北 村 瀧 樹

り。忠孝とは。君父の恩を忘れざるの道なり。諺にも。恩を知らざるは。木石にひとしといへるは。恩を知らざる人は。人の心なきをいふなり。

第五課

君に事へまつること。必先づ。恩を蒙りて。それにあがひて。我身の忠をも奉公をもはげまんと思ふ人は。うい

ろさまに。心得たることなり。素より。世の中に住めしは。皆君の恩徳なるに。夫れを忘れて。猶望みを高くして世をも君をも。恨むる人は。いとうたてきことにあらずや。

第六課

書に曰く。世忠貞に篤く王家に。服勞す。乞ふ。世間にある人。貴きとなく。賤しき

となく。父母の生まざる。人やある。されば。父母は。我身の本なれば。本をば。忘るまじきことなり。況してや。養育の恩。海山もたとへがたし。いかゞして忘るべき。

禮に曰く。居處まゐり莊まじならざるは。孝に非るなり。君に事へて。忠ならざるは。孝に非るなり。官に泣なみみて。敬せざるは。孝

に非るなり。朋友に信ならざるは。孝に非るなり。戰陣せんじんに勇なきは。孝に非るなり。

第七課

人の子たるもの。孝心に本づかんとならば。父母の恩をよくく思ふべし。幼稚ちういのほごは。父母俱ともに。晝夜ちゆうや艱難かんなん辛苦くをいはず。常に。あらしき風をもいと

ひて抱き了だて。少くにてても病あり
 て。煩はくければ。我身も代りたき程
 に思ひ。唯子の息災にいて。成長する
 を待つ。外の何の願ひもなし。
 其子。稍おとなくなれば。為に。師を
 えらび。藝をならはせ。よき人になれ
 か。と思ひ。又世に立ち人にまは
 るを見ては。或は。おき友に。いざな

はれ。或は不
 慮の難にも
 遇んか。未
 目に見えぬ
 ことまでも
 たへず。こゝ
 ろにかけた
 まへり。

大江の擧
 大任所
 に在り
 て病に
 寝す母
 赤染氏
 住吉の
 神に祈
 り身を
 以て代
 んと乞
 ふ



東海道修身録 卷之三 三 北村 藏 片

詩に云く。哀々父母。我を生て。劬勞す。

第八課

すべて。一生のいとなみ。何事か。子のた
めにせぬことやある。いづれの時か。
子を思はぬ。ときやある。是等の厚恩。
たとひ。報トつくさずとも。せめて。孝
行にして。養ふべきことなり。
只。一たび失ひて。再び得べからざる

ものは父母なり。人の子たるもの。是
を思は。いかでか。孝心をたこさ、
るべき。

孟子曰く。父母俱に存ト。兄弟故なきは。
一の樂みなり。

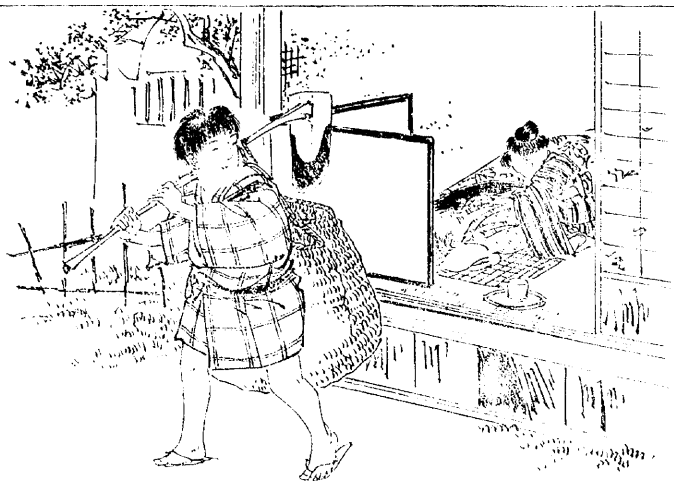
第九課

薩摩國の農夫。治右衛門に。一男一女あ
り。兄を太郎ハ。妹を北かめといふ。皆

生れつきすなほなるものにて孝心深く。幼より能く父母に事へしに。兄は九歳。妹は七歳の時に。母久しく病にかゝり。身も自由ならず。二人は常に母の側をかたはらはなれず。起卧きふより飲食に至るまで。能く注意して。母の心をなぐさめ。いかなる事にも。母の心に順したがひ。決して。さからひたる事なく。

且かついさゝかの田地あるを以て。太郎八は。かたはら耕作かうさくに従事し。其間には。百事ひゃくじをかめに命めいじて注ちゆう意す。

太郎八は。かたはら母の病を看護す。



意せむ。妹も亦善く心を盡して侍養せり。

第十課 前の續き

太郎八日くれに耕よりかへれば敢て其勞を告げず。直に母の傍に至り。其手を握り。足をさすりて。母の安否を問ひ。夏の夜は蚊帳の内にありて。枕席を扇ぎ。冬の夜ふは。母の両足を已

れの懐に入れて。之を温め。母或は身體に痛を起して。苦む時は。兄妹相共に。母の痛處を撫で。其心を慰了等。大人も及ばざる程なり。故に。近隣の人々。皆其孝心に感して。其侍養を資く者あり。然れども。母の疾日に篤く。不幸にして遂に死したり。かば。親族の人々。

相集りて。埋葬の事をはかりしに。二人の子供は涙を垂れて曰く。今より後復び母の顔を見ることが能はざれば。一日なりとも葬の期を緩くせん。母の屍の傍を去らざりし。此を見聞する人皆感涙を流さざるものなり。既にして此事官廳に聞へ。若干の金穀を賜ひしとぞ。

第十一課

我日本國の系統の正しきは。いふに及ばず。國富み土地饒に。人民の性質も義を重し。禮儀に厚き。風俗なれば。昔は支那の人も。仙人の住む蓬瀛洲。又は君子國など。いひはやせしも。是皆我國の精華なれば。日本臣民たすものは。永く此風俗を維持し。國光を。

<p>海外にかゝる やかして他 國の凌辱を うけざるの みならず彼 をして我法 律に服從せ しむるの威</p>	<p>徳に 殿 人 麟 の 真 田</p>
	

力を養成せざるべからず。

第十二課

教育の道は其人によりて多少其業を
 異にすと雖。始めは皆孝悌忠信。日用
 常行より入り。進んで業を起し。國を
 富まし。國威を擴張し。日本人民の聲
 價をたとさるにあり。苟も此心な
 きものはたとひ。萬卷の書を了らん

するも何の益もなき事と知るべし
古語にも學は覺なり。知らざる所を覺
悟するなりと。

第三章

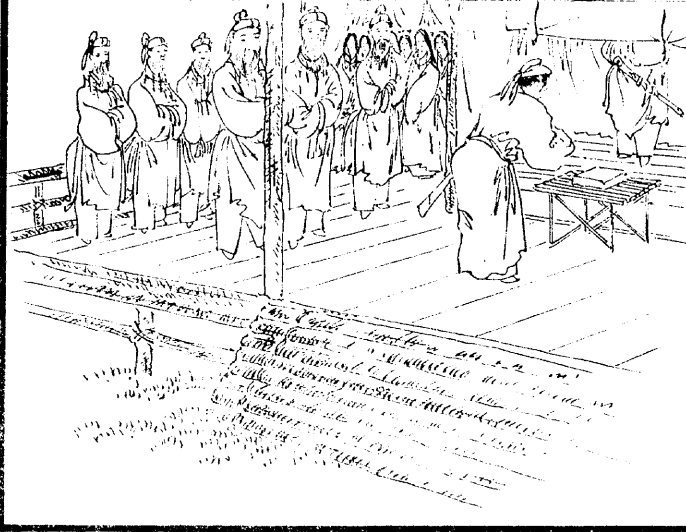
第十三課

勅語ニ曰ク。爾臣民。父母ニ孝ニ。兄弟ニ
友ニ。夫婦相和シ。朋友相信ジ。
孝とは其本を報するの意なり。故に親

に孝なるは。我身の本を。報するに外
ならざれども。親の本は。祖先に在り。
祖先なければ。父母ある事なし。父母
なければ。我身あるなし。故に。親に孝
なると共に。祖先の恩を。報せざるべ
からず。祖先の恩を。報せんとたもは
い。時々。これをまつり。恭敬のまこと
を。いたすべし。夫の獺は。小獸なれど

も初春に魚を祭るは其本を報するなりといへり。
 大雅に曰く。爾の祖を念ふなからんや。

神武天皇大和の橿原に即位す諸天神を祭り大孝を奉る給ふ



其徳をのべ修む。

第十四課

小^こ狗^{いぬ}忠^{ちゆう}孝^{かう}を全^{しん}ふす。

紀伊國湯淺の里に藤次郎といへる人あり。一日他處より小^こ狗^{いぬ}をつれかへりて畜^かひたり。此^こ狗^{いぬ}毎^{まい}夜^や母^{はは}犬^{いぬ}の許^{もと}へ往^ゆきて其^か傍^{はたけ}に卧^ふし又^{また}肉^{にく}などをあたふるに口^{くち}にふくみ往^ゆきて母^{はは}に

與ふるに。藤次郎。大に感^あけけるが。戯れに。これを叱りければ。犬は其夜より。隔^か夜に。主人の家と親^か犬の畜^かれ。家に卧^ふして。忠と孝とを。全^まふせ。といへり。

第十五課

兄弟の愛敬。たとへば。兄は。弟を愛すれども。弟。兄を敬^{うや}はざる時に。兄。腹を立

て。弟を愛せざるは。道に非ず。弟は。兄を敬へども。兄弟を愛せざる時に。弟。腹をたて。兄を敬はざるは。道に非ず。人は。兎もあれ。角もあれ。我は。我が一分の道を盡して。人の惡^あきを。學^まべからず。

若^も又。兄の行^いひ。道に違^{たが}ふことあらば。つらく。諫^いめ。其過^{あや}ちの。洩^もれ聞^きへぬ。

よふに慎み
隠して敬ひ
事つこと疎
にすべから
ず何事も命
に従ひ否と
思ふことお
りとも顔色

清の
李叔
範兄
弟互
に家
産を
譲る



印

に。あらはすべからず。

古語に曰く。孩提の童も其親を愛する
ことを。知らざるはなく。其長ずるに
及んでや。其兄を敬することを。知ら
ざるはなし。

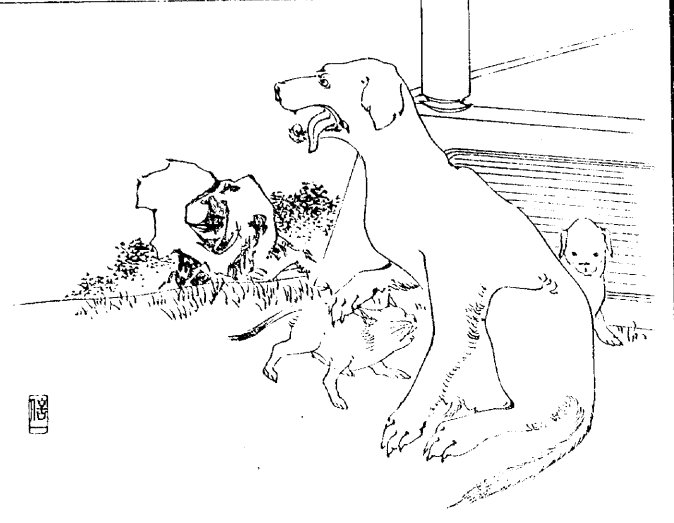
第十六課

夫婦の中。みだりがはしくて。禮儀なけ
れば。其家たさまらずして。父子の間

もふいぐになるものなり。夫婦の
禮儀正しく。とのへば。父子の間も。
相志たし。互に。義理を思ひ。禮義正
しくなりて。よろづのこと。やすらか
にと。なふべし。

昔。支那に張氏といへる家ありて
兄を孟仁といひ。弟を仲義といへり。
兄の妻は鄭氏より来り。弟の妻は徐

氏より来り。
徐氏は富み張氏
て。鄭氏は貧の畜
なりけれど。ひ犬
も。皆禮讓に猫の
敷く。貧なる子を
者も。べつら乳す
はず。富めず。



者も枉まがらざ。恒つねに一室いつしつに於おて。紡績ほうじん一尺せき絲いと寸帛すんぱくも。私房しつぼうに入る。事ことなし。

第十七課 前の續き

徐じょ氏の父家ふかより。時ときとして。饋くわいる所ところあれば。必かならず之これを姑こに納たくめ。孰たれの物もの。已おのの物ものたるを問とはず。用もちゐる所ところあれば。互たがひに請こふて。之これを取とり。鄭てい氏し歸寧きやうすれば。徐じょ氏し其子そのこを乳よふ。徐じょ氏し歸寧きやうすれば。鄭てい氏し

亦また其子そのこを乳よす。孰たれの子こ。已おのの子こたるを問とはず。諸兒しよといへども。亦また孰たれの母はは。已おのの母ははたるを知らず。家いへに。一ひと猫ねこ一ひと犬いぬを畜かふ。俱ともに子こを産うみ。猫ねこ人ひとの為ために。奴やつすまねし。かば。犬いぬ猫ねこの子こを取とりて。之これを乳よせり。世人よ皆みな。一ひと家いへ和氣わきの感かんずる所ところとす。大平年間たいへいねんかん。其門そのかどに表あらわし。張ちやう氏しの二ふた難がたといふ。

第十八課

朋友の間は信義を以て。交るを道とす
れば。我より能く交るの道を行ふべ
し。我より交る道を行はずして。朋友
に。信を守り交はれと。押し付いふこ
と。大に^ッるむけ也。其交るべき友なら
ば。先^ッこなたより。信の道を守り。施し
てころ。又友も。我に信を守り。きたる

べけれ。

友だちは。吾心をつくりて。隔てなく
いひかはし。正しき善事をいひ聞せ
導^{みちび}くべし。之を聞入る。友とはいつ
までも。親むべし。若し。聞かぬ人と見
つけたらば。必。交りを絶ちて。はつか
しめを。うくべからず。

古語に曰く。益者三友。損者三友。直を友

と。諒を友と。多聞を友と。すは益なり。便辟を友と。善柔を友と。便佞を友と。するは損なり。

第十九課

細井徳民は尾張の人なり。博愛篤厚にして。善く衆を容る。其江戸に移るや。其友。小河某。飛鳥某。皆妻子をたづさへて。来り寄る。是に於て。三家炊を同

ふする。こと四年。小河飛鳥。徳民の父。正長に事る。こと。父の如く。徳民と交る。こと。兄弟の如し。其婦如し。



三人亦如娣の如く。互に相よろこび。毫も厭色なし。小河飛鳥別居の後。小河死す。徳民之を喪祭すること。家人の如く。飛鳥亦死して。歸する所なく。又之を喪祭すること。小河の如く。其妻女を家に養ふ後。其女を人に嫁せしめ。又小河の子。長けて。之を尾張藩に進めて。儒官とす。此他諸生の塾に

在りて。死する者の為に。墓碑を立つる。凡數十人なりといふ。

第四章

第二十課

勅語ニ曰ク。恭儉已レヲ持シ。博愛衆ニ及ボシ。學ヲ修メ。業ヲ習ヒ。以テ智能ヲ啓發シ。徳器ヲ成就ス。

孟子曰ク。賢君は。必恭儉。下を禮し。民に

取る制あり。

恭儉の徳は唯下なる者のみならず、上たる人も貴び守るべき徳なり。凡家長となりては必謹んで禮法を守り。以て群子弟及び家衆を御し。之に分つに職を以てし。之に授くるに事を以てして其成功を責め。財用の節を制し。入るをはかりて。出すことを

為し。家の有無にかなひて。以て上下の衣食及び吉凶の費を給し。力めて冗費をさぶま。れごりを禁じ。常に贏餘を存して。以て不虞に備ふべし。

第二十一課

吾が足ることを知りて。分に安ずる人稀なり。是分外を願ふによりて。樂みを失ふなり。足ることを知るの理を。

耕耨の業に徳川
 力を盡すこ家康
 こ能はず吾夏時
 何ぞ獨飽く毎に
 に忍びんや。麥飯
 且吾儉約をを食
 行ひ國用を給
 足し。民を擾ふ



動せざれば。民も窮するに。至らざら
 べし。民窮せざれば。吾麥を食すると
 いへども。其味ひ。膏梁にまされりと。
 聞者皆嘆服せり。
 古語に曰く用を節して。人を愛す。

第二十三課

古人曰く。やいなふて愛せざれば。之を
 豕交するなり。愛して敬せざれば。之

よく思ひて常ふ忘るべからず。足ることを知れば貧賤にいても樂みあ
るべく。足ることを知らざれば富貴を極むるも猶あきたらずして樂ま
ず。斯くて富貴ならんは貧賤なる人の足ぬることを知れるにははるか
にたごれりと知るべし。

古語に曰く。一粥一飯も當に來処の場

からざるを思ふべし。半絲半縷も恒に物力の維難きことを思へ。

第二十二課

徳川家康いへやす。参河まつかに在りし時。夏ごとに。麥飯むぎいを食し給へり。近臣其味の美ならざるを憂ひて。換ふるに。梁飯りやういを以てせんと請ふ。家康曰く。方今天下亂れ。士は寢食しんじくを安する事能はず。農民は。

耕耨の業に徳川
 力を盡すこ家康
 と能はず吾夏時
 何ぞ獨飽く毎に
 に忍びんや。麥飯
 且吾儉約をを食
 行ひ國用を給
 足し。民を擾ふ



動せざれば。民も窮するに。至らざら
 べし。民窮せざれば。吾麥を食するこ
 いへども。其味ひ。膏梁にまされりと。
 聞者皆嘆服せり。
 古語に曰く用を節して。人を愛す。

第二十三課

古人曰く。やいなふて愛せざれば。之を
 豕交するなり。愛して敬せざれば。之

を獸畜す。なりと。故に人を愛養す
るも。恭敬の心なき時は。其功薄きも
のなり。

藤原の良相弱冠にして。大學に遊び。
承和中。陪侍に擢でられ。年四十に及
びて。配偶を亡ふ。爾後再娶らず。性慈
仁にして。財を輕ト。勸學院の南に延
命院を建て。藤氏の家産なき者を收

養す。又東京の別業に。崇親院を置き
て。宗族子女の寡寡なる者を保育す。
且。常に。文學の士を延きて。之を敬待
し。寒苦の人を恵めり。良相は。良房の
同母弟なり。

第二十四課

梓弓あきとやもる立ちより。年のくれ行くま
で。射るが如くに。たもほゆれば。時日

の早くすぎ
ゆくは。とい
めあへず。宜
も。こゝこ名
づけ。又とき
こいへるな
らん。されば。
光陰や箭の如

菽をき生み 祖うら徠 平生 光陰 を惜おしみ 勉ま学まなす



く。時節流るゝが如くといへるも。浮
けることに非ず。故に。夏の禹王は聖
人なれども。寸陰すんいんを惜おしむとのたまへ
り。まして。われくは。分陰ぶんいんを惜おしみて。
勉強すべき事にこそ。古人の詩にも。
青年。老いやすく。學まななりがたし。一寸の
光陰こういん。かろんずべからず。

第二十五課

人の智識藝能は失敗より學び得る事。勝利より學び得るより多し。人常に此事はこれにて為し得べしといへる。方法を發明するは最初に是にては為し得べからざるものを者出すより。此に進むなり。思慮は深く精しくすべし。浅く粗くすべからず。事を為には深く思案を

好みて軽々しく決定すべからず。思案は志づかにしていろがざるをよしとす。早く決定すれば必あやまりあり。古語に曰く。遠き慮りなければ必近き憂あり。

第二十六課

君子は徳性を尊んで問學による。

人の徳行は天道を敬畏するの心と。人類を愛重するの心と相あつまりてなれるものなるに。此徳行を修むるの心なくして。特に才能を重し。名利に走るの事。習ふて。風俗をなす時ハ。人心の壊敗。世道の衰退する事。是より甚しきはなかるべし。故に。古人も徳は本なり。財は末なりといへ

り黄汝揖は富揖金
家なり。臘賊銀を
の亂にあた賊營
り。金銀を悉に輸
く。土中に塵り村
め。之を避け民を
逃れんとす。救ふ



忽聞く賊。士女千餘人を掠め。空室に
拘閉し。金帛を以て之を贖ひかへさ
ざれば。將に之を殺さんとすと。汝揖
慄然として曰く。我金二萬斤あり。悉
く其命を贖ふべしと。乃塵むる所の
物を出し。之を賊營に輸し。千餘人皆
脱するを得たり。

第六章

第二十七課

勅語ニ曰ク。進デ公益ヲ廣メ。世務ヲ開
キ。常ニ國憲ヲ重ジ。國法ニ遵ヒ。一旦
緩急アレバ。義勇公ニ奉ジ。以テ天壤
無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。是ノ如キ
ハ。獨リ。朕ガ忠良ノ臣民タルノミナ
ラス。又以テ。爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン。

常陸國久慈郡の西部は山多く土地瘠
 て水陸の田に乏しく少く氣候の
 不順なる時は全郷忽ち飢ゆるを常
 とす。同郡諸澤村に藤右衛門といへ
 る人ありて之を患ひ一物産を興し
 て郡民を救はんといたるが此地に
 適するは蒟蒻なれば何とぞ販路を
 開かんと注意したるに。ある日田畝

を耕す時蒟蒻塊根の碎
 けたるが日光に曝され
 かけきたるを見て遂に
 蒟蒻を粉に製すること
 明す



を發明し。夫より取路を。奥羽に試み
しに。其事の新奇なるより。之を購求
するもの少なく。ために大に損害を
被りし。かとも。更に屈する心なく。益
資力をつくり。取路をひろめ。遂に世
人の信用を得て。一物産となるに至
りしといふ。

第二十八課

君の恩徳とは。其土地より。生ずる物を
衣食し。安樂に。其國に住居するは。皆
君の恩徳なり。君なれば。強き者は。
弱き者を志のぎ犯し。智ある者は。愚
なる者をおぎむく。又國に。政教刑罰
なき時は。人民手足を措く所なく。大
亂の本となるなり。
凡人民たすものは。國法をたすれ守

り。上たる人の行ひ。國家の政をそゝるべからず。上をろり。國政をろり。是は大なる不忠不敬のいたりなり。

古語に曰く。其國に居て。其國の政をろ志らず。

第二十九課

調伊企儼人となり勇烈なり。欽明天

皇の時。紀男。唐に從ひ。新羅を討し。軍敗れて。執へらる。新羅之を降さんと欲し。刀を抜き。之に逼り

伊企儼人を新羅王を罵る



日本に向ひ。日本の大将。我腎を噉へ
と曰む。伊企儼。大に呼て曰く。新羅
王。我腎を噉へと。屈せずして。遂に害
に遇ふ

第三十課

大君の御恵みと。今の世の。太平の樂み
とを。忘るべからず。蓼の蟲は。からき
を。忘らず。今の世に生れて。今の世の

樂みを。忘れるものすくなし。古を思
ひやりて。今の世を。樂むべし。
人には。各。分限といふものあれば。各
自。分限に安んずれば。憂のうちにも。
自ら相應の樂みは。あるものなり。

古歌に

筑波。ぬの。このもかのもに。かけはあ
れど。君がみかげに。ますかげはなし。

君が代ハ千代ハ八千代ニまで
 いそほとなりて苔乃むをよで
 日本帝國修身鑑卷之三 生徒用

版權所有
 明治廿六年七月廿九日印刷
 全 年八月一日發行



編輯者
 兼發行

北村禮藏

印刷者

新山七之助

東京市神田區錦町三丁目拾番地

賣捌所

文學社

東京市目黒區本町四丁目拾六番地

